こ 子どもたちの安全を最優先するために

~児童虐待に関する学校の通告義務についてのご理解、ご協力のお願い~

文部科学省によれば、児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加 傾向にあり、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たず 発生しています。

じとうきゃくたい しゃかいぜんたい かいけつ しんこく もんだい 児童虐待は社会全体で解決すべき深刻な問題となっています。

法律では、学校は、児童虐待の早期発見につとめなければならないこと、 そして児童虐待と思われる事案が発生した場合は、子どもの安全のために 「守秘義務」に優先して速やかに「通告する義務」が定められています。

また、「横浜市子供を虐待から守る条例」では、<u>市、市民、保護者及び</u> **関係機関等それぞれの責務**を示し、社会全体で子どもを虐待から守るよう を定めています。

保護者の皆様におかれましては、子どもの安全を守るため、学校の児童 きゃくたいはっけん、ううこくへのご理解、また、保護者、学校が連携して子どもたちの かかせんをみます。たいせいづくりへのご協力をお願いいたします。

令和2年 横浜市教育委員会

児童虐待防止法等に関する法律

第5条 (児童虐待の早期発見努力義務)

学校、児童福祉施設、病院その他の児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発覚しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない

第6条 (児童虐待に係る通告義務)

児童虐待を受けたと思われる児童を発覚した者は、速やかに、これを指針が、都道府県の設置する福祉事務所者しくは児童相談所交は児童委員を介して指針が、都道府県の設置する福祉事務所者しくは児童相談所に通告 しなければならない Dear Parents and Guardians:

For the Safety and Protection of Children

If schools suspect abuse, they are required to report it to the ward office or a child counseling center.

In Yokohama, it's everyone's responsibility to protect children from abuse such as violence, malnourishment, etc.

If schools suspect that a child is being abused they are required to report it to the ward office or child counseling center immediately. It's federal law.

Yokohama Board of Education, 2020

Japanese Federal Law Child Abuse Prevention Act

Article 5 (Obligation to Detect Child Abuse Early)
Article 6 (Obligation to Notify Child Abuse)

大人の方へ

子どもの安全を守るために

学校は、虐待の可能性がある時は くやくしょ じどうそうだんしょなど 区役所や児童相談所等に必ず伝えます

横浜市では、みんなで子どもを虐待(暴力や食事をあげない等)から必ず守ります。

たくたい 虐待されているかもしれない子どもを見つけたとき、学校は必ず、すぐに区 やくしょ しょうそうだかしょなど つた 役所や児童相談所等に伝えます。これは国の法律です。

国の法律 児童虐待の防止等に関する法律

第5条 (児童虐待の早期発見努力義務)

第6条 (児童虐待係る通告義務)

子ども同士による金銭の授受をしないために

~ご家庭でのご理解、ご協力のお願い~

こ 子どもたちは学校生活など、日々のかかわりの中で様々な経験を通してお互いを認 め合い、成長していきます。その中で、今もなお、地域や商業施設等で過ごす際に きんせん じゅじゅ 金銭の授受でトラブルになり、結果的に大きな問題に発展したり、事件に巻き込まれ たりする事案が少なからず見られます。

きんせんじゅじゅ 金銭授受はたとえ仲の良い関係であっても行わない方が良い行為です。最初は 少額と思っていたものが、いつのまにか大きな金額に膨れ上がり、取り返しがつか なくなることもあります。最近では、ネットゲーム (課金) などにより、金銭感覚が 麻痺して、事実が把握しにくくなる危険性もあります。

きんせんじゅじゅ おこな はいけい きんせん も だ かんきょう こ きんせんかんかく 金銭授受が行われる背景には、金銭を持ち出せる環境や、子どもたちの金銭感覚、 想能意識の問題やいじめの問題が潜んでいる場合もあります。事案によっては、民事 や刑事事件に発展することもあります。

このことから、子どもたちの金銭授受については、「行ってはいけない行為」とし て学校では指導いたしますので、ご理解いただき、ご家庭でもご指導をお願いします。 また、状況によっては、警察や児童相談所などの関係機関と連携して子どもたち の健全育成や再発防止に向けて取り組んでまいりますので、あわせてご理解ご協力 をお願いいたします。

> はこはましきょういくいいんかい 横浜市教育委員会 九 5 A

かんれんほうき

刑法第222条 (脅迫罪)生命、身体、自由、名字は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は

二十万円以下の罰金に処する。
二十万円以下の罰金に処する。
一方円以下の罰金に処する。
一方のような、「ないのでは、」」」

「ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、」」」、「ないのでは、「ないのでは、」」」、「ないのでは、」」、「ないでは、」」、「ないでは、」、「ないでは、」、「ないのでは、」」、「ないでは、」

こ けんぜん しゃかいせい そだ

子どもたちの健全な社会性を育てるために

~器物損壊にかかる指導と費用弁済へのご理解とご協力のお願い~

I ねらい

じこせきにん じかく うなが しゃかいきはんいしき いくせい きょういく 子どもたちに自己責任の自覚を促し、社会規範意識を育成するために、教育しょう いっかん せっきょくてき てきょう 指導の一環として積極的に適用します。

じどうせいと こい きぶっそんかい はっせいけんすう しりっしょう ちゅうがっこう ※ 児童生徒の故意による器物損壊の発生件数(市立 小 ・ 中 学 校)

年	度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成 29年度	平成30年度
発生		850件	9 2 9 件	851件	1,035件	794件

Ⅱ 内容

Ⅲ 運用について

- 〇 学校は、子どもが心のつまずきを乗り越えて、自己責任を自覚し、健やかな 社会性を身に付けられるよう、ご家庭と協力して指導を行います。
- 〇 学校は、指導の状況と弁済について保護者に相談しますので、お子様の成長 に役立つよう充分な話し合いをお願いします。
- 〇 弁済額は、基本的な冒安として、故意によるものは修繕費の100%、故意に近いものは50%とします。

IV お願い

- 器物損壊の弁済は、子どもたちの心豊かな成長をともに願う立場から行うものであり、趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。
- 〇 子どもたちに公共心や責任感などの社会規範意識を育てるために、家庭や学校、地域社会が協力し合うことが必要です。 善悪の判断については、ご家庭でも子どもたちの心情を理解しながら指導いただくようご協力をお願いします。

れいわ ねん よこはましきょういくいいんかい 令和2年 横浜市教育委員会